

地方行政委員會議録第十八号

昭和三十一年三月六日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君
 委員 龜山 孝一君 澤永田 亮一君
 澤吉田 重延君 澤北山 愛郎君
 澤中井徳次郎君
 青木 正君 唐澤 俊樹君
 川崎末五郎君 木崎 茂男君
 額 彌三君 渡海元三郎君
 徳田與吉郎君 藤尾 弘吉君
 丹羽 兵助君 山崎 巖君
 坂本 泰良君 櫻井 奎夫君
 西村 彰一君 門司 亮君

出席政府委員

總理府事務官(自 後藤 博君
 治行財政部長) 奥野 誠亮君
 治行稅務部長) 奥野 誠亮君
 委員外の出席者 専門員 円地亨四松君

三月六日

委員堀内一雄君辞任につき、その補
 欠として小澤佐重喜君が議長の指名
 で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

地方交付稅法の一部を改正する法律
 案(内閣提出第五〇号)

国有資産等所在市町村交付金及び納
 付金に関する法律案(内閣提出第六
 四号)

地方稅方の一部を改正する法律案
 (内閣提出第六九号)

○大矢委員長 これより會議を開き
 ます。

前會に引き続き地方交付稅法の一部
 を改正する法律案、国有資産等所在市
 町村交付金及び納付金に関する法律案
 及び地方稅法の一部を改正する法律案
 の三案を一括議題として質疑を続行い
 たします。質疑の通告がありますの
 で、これを許します。北山君。

○北山委員 それではこの前に続いて
 地方債計画のことをお伺いします。
 が、地方債計画の中で単独起債につい
 ても昨年より若干減額されておる。こ
 の単独起債の中にはいろいろなものが
 入つておると思うのです。たとえば町
 村合併等に伴う建設計画の拡充のため
 の起債財源も入つておるでしょうし、
 あるいはいろいろなものが入つておる
 と思うのですが、特に高等学校の増築
 あるいは新築等に對する起債は、今ま
 でどういふふうになっておりますか、
 また新年度においてはどういふふうな
 程度にワクを考へておるか。これを一
 つお伺いしておきたい。

○後藤政府委員 高等学校の増築起債
 は一般単独でやつておるわけでありま
 す。それは個々の県の事情によりま
 して、道路、港灣その他の一般土木等
 とのかね合ひの問題でありまして、県
 によりましては毎年何千万ずつか希望
 を持つてくる場合がございます。それ
 から県によりましては、そういう高
 等学校の増築は大體一般財源でやり
 まして、他の投資的な事業の方に単独
 債をつけてもらいたいという希望を
 持つてくるところがありまして、別に

われわれの方でワクを作つておるわけ
 ではありません。もちろん高等学校が
 全然起債のない場合には、われわれの
 方で一応注意はしておりますけれど
 も、別に一般単独の分につきましてはワ
 クがあるわけではございません。ただ一
 般単独の中でワクがございますのは港
 灣関係の起債であります。港湾関係の
 起債は一応港湾整備法との関連、あの
 法律ができました際に大體十億見当
 のををつけてもらいたいという希望が
 あります。國會の決議がございませ
 んので、その線に沿つてつておるま
 す。それ以外はワクを別に作つておる
 わけではございません。その団体の事情
 によりまして優先順位に従つてやつて
 おるわけでありませぬ。

○北山委員 ワクを特別に作つておら
 ないというお話であります。しかし
 今までの実績がどの程度になっておる
 か、これはおわかりになっておると思
 います。どの程度の高等学校の新増
 築等の起債が許可されておるか、これ
 をお伺いしたいと思います。

○後藤政府委員 ただいま手元を持
 ておりませんが、たしか県の一般単独
 のうちでは、やはり一番数多くて量
 も相当多いと思つております。三十年
 度の実績はあとから資料でお答えいた
 したいと思つております。

○北山委員 ただいまのような、計画
 的でない配賦をやつておるようであり
 ますが、しかし自治庁としては再建法
 が適用実施になるということに関連を
 しまして、高等学校の新増築に對する

財源という点については、やはり十分
 考えなければならぬじゃないか。とい
 うのは高等学校の生徒がふえる、ある
 いは新しい科目がふえる、あるいは建
 物が古くなるというような関係で、高
 等学校の新増築の現実の必要が相当
 起つてきておるわけでありませぬ。こ
 ろがこれを地元から県に對して要請す
 れば、県は財源がないからというので
 今ほとんど大部分の——全国的にそう
 だと思つておるのですが、大部分の府県にお
 いては地元負担をやつておる例が非常
 に多いのです。地元の市町村が新増築
 のほとんど金額を出して、そうしてこ
 れを県に寄附しているというふうな例
 が非常に多いと思つておる。ところが今
 度再建促進法が適用になりますと、そ
 れが、あれは何条でありませぬか、他
 の公共団体等に對する寄附負担金の制
 限という規定によつて制限を受けませ
 ぬから、これは再建団体はもろんのこ
 と、自主再建をする場合においては、
 おそらく赤字団体等はまずまづ先に寄
 附負担金、法令によらないものを切つ
 飛ばす、これは当然の方針であり、再
 建法の精神もそこにあると思つてお
 る。そういういたしますと、地元負担で今
 ままでやつておつたものがやれないとい
 うことになれば、県の方も財政に余裕
 がありませんから、やはり起債等に
 よつてワクをふやしてやらなければい
 けません。こういうふうな関係につい
 ては財政部としては何らお考えになつ
 ておらないか、そういう必要がないと
 思ふか、これを一つお伺いしておき
 たい。

○後藤政府委員 地元負担の高等学校
 が非常に多いことも事実であります
 が、單に普通の地元負担とは違つたも
 のがこの高等学校の場合にはあると考
 へております。それはもちろん県によ
 りませぬけれども、高等学校は市町村立
 の高等学校を県に移管したものが相当
 あります。またその量が非常に多いと
 ころがございます。そういうところで
 は移管する場合には地元負担を条件に
 して移管をするということになつてお
 りませぬ。そういう場合の地元負担につ
 いては、これはその経緯に考えまし
 て、市町村と府県との間の一つの問題
 とし、またその協議を尊重して現在ま
 でやつておるわけでありませぬ。従つて
 そういう特殊なものが高等学校の場合
 にはございます。それからもう一つ、
 寄附制限にもろん引つかかる場合も
 ございませぬ。その場合に、今申しまし
 たような何年間には校舎を改造していく
 という約束があるような場合には、や
 はり許可をせざるを得ないのではない
 か、かように私は考へております。も
 ちろん嚴格にこの地元負担を制限して
 参りますれば、どうしても一般財源な
 いし起債を待たなければならぬとい
 う結果にはなると思つておる。しかし県
 の単独事業のうちで一番優先的に取り
 扱うべきものは、やはり学校、特に高
 等学校の起債ではないかとわれわれも
 考へておりますので、一般財源でやる
 か、起債でやるかの問題は別にいたし
 まして、やはり高等学校の老朽危険校
 舎等につきましての増築につきますし
 ては、再建整備団体でありませぬ、
 やはり従来通りの方ができるといふ

が非常に多いことも事実であります
 が、單に普通の地元負担とは違つたも
 のがこの高等学校の場合にはあると考
 へております。それはもちろん県によ
 りませぬけれども、高等学校は市町村立
 の高等学校を県に移管したものが相当
 あります。またその量が非常に多いと
 ころがございます。そういうところで
 は移管する場合には地元負担を条件に
 して移管をするということになつてお
 りませぬ。そういう場合の地元負担につ
 いては、これはその経緯に考えまし
 て、市町村と府県との間の一つの問題
 とし、またその協議を尊重して現在ま
 でやつておるわけでありませぬ。従つて
 そういう特殊なものが高等学校の場合
 にはございます。それからもう一つ、
 寄附制限にもろん引つかかる場合も
 ございませぬ。その場合に、今申しまし
 たような何年間には校舎を改造していく
 という約束があるような場合には、や
 はり許可をせざるを得ないのではない
 か、かように私は考へております。も
 ちろん嚴格にこの地元負担を制限して
 参りますれば、どうしても一般財源な
 いし起債を待たなければならぬとい
 う結果にはなると思つておる。しかし県
 の単独事業のうちで一番優先的に取り
 扱うべきものは、やはり学校、特に高
 等学校の起債ではないかとわれわれも
 考へておりますので、一般財源でやる
 か、起債でやるかの問題は別にいたし
 まして、やはり高等学校の老朽危険校
 舎等につきましての増築につきますし
 ては、再建整備団体でありませぬ、
 やはり従来通りの方ができるといふ

が非常に多いことも事実であります
 が、單に普通の地元負担とは違つたも
 のがこの高等学校の場合にはあると考
 へております。それはもちろん県によ
 りませぬけれども、高等学校は市町村立
 の高等学校を県に移管したものが相当
 あります。またその量が非常に多いと
 ころがございます。そういうところで
 は移管する場合には地元負担を条件に
 して移管をするということになつてお
 りませぬ。そういう場合の地元負担につ
 いては、これはその経緯に考えまし
 て、市町村と府県との間の一つの問題
 とし、またその協議を尊重して現在ま
 でやつておるわけでありませぬ。従つて
 そういう特殊なものが高等学校の場合
 にはございます。それからもう一つ、
 寄附制限にもろん引つかかる場合も
 ございませぬ。その場合に、今申しまし
 たような何年間には校舎を改造していく
 という約束があるような場合には、や
 はり許可をせざるを得ないのではない
 か、かように私は考へております。も
 ちろん嚴格にこの地元負担を制限して
 参りますれば、どうしても一般財源な
 いし起債を待たなければならぬとい
 う結果にはなると思つておる。しかし県
 の単独事業のうちで一番優先的に取り
 扱うべきものは、やはり学校、特に高
 等学校の起債ではないかとわれわれも
 考へておりますので、一般財源でやる
 か、起債でやるかの問題は別にいたし
 まして、やはり高等学校の老朽危険校
 舎等につきましての増築につきますし
 ては、再建整備団体でありませぬ、
 やはり従来通りの方ができるといふ

が非常に多いことも事実であります
 が、單に普通の地元負担とは違つたも
 のがこの高等学校の場合にはあると考
 へております。それはもちろん県によ
 りませぬけれども、高等学校は市町村立
 の高等学校を県に移管したものが相当
 あります。またその量が非常に多いと
 ころがございます。そういうところで
 は移管する場合には地元負担を条件に
 して移管をするということになつてお
 りませぬ。そういう場合の地元負担につ
 いては、これはその経緯に考えまし
 て、市町村と府県との間の一つの問題
 とし、またその協議を尊重して現在ま
 でやつておるわけでありませぬ。従つて
 そういう特殊なものが高等学校の場合
 にはございます。それからもう一つ、
 寄附制限にもろん引つかかる場合も
 ございませぬ。その場合に、今申しまし
 たような何年間には校舎を改造していく
 という約束があるような場合には、や
 はり許可をせざるを得ないのではない
 か、かように私は考へております。も
 ちろん嚴格にこの地元負担を制限して
 参りますれば、どうしても一般財源な
 いし起債を待たなければならぬとい
 う結果にはなると思つておる。しかし県
 の単独事業のうちで一番優先的に取り
 扱うべきものは、やはり学校、特に高
 等学校の起債ではないかとわれわれも
 考へておりますので、一般財源でやる
 か、起債でやるかの問題は別にいたし
 まして、やはり高等学校の老朽危険校
 舎等につきましての増築につきますし
 ては、再建整備団体でありませぬ、
 やはり従来通りの方ができるといふ

が非常に多いことも事実であります
 が、單に普通の地元負担とは違つたも
 のがこの高等学校の場合にはあると考
 へております。それはもちろん県によ
 りませぬけれども、高等学校は市町村立
 の高等学校を県に移管したものが相当
 あります。またその量が非常に多いと
 ころがございます。そういうところで
 は移管する場合には地元負担を条件に
 して移管をするということになつてお
 りませぬ。そういう場合の地元負担につ
 いては、これはその経緯に考えまし
 て、市町村と府県との間の一つの問題
 とし、またその協議を尊重して現在ま
 でやつておるわけでありませぬ。従つて
 そういう特殊なものが高等学校の場合
 にはございます。それからもう一つ、
 寄附制限にもろん引つかかる場合も
 ございませぬ。その場合に、今申しまし
 たような何年間には校舎を改造していく
 という約束があるような場合には、や
 はり許可をせざるを得ないのではない
 か、かように私は考へております。も
 ちろん嚴格にこの地元負担を制限して
 参りますれば、どうしても一般財源な
 いし起債を待たなければならぬとい
 う結果にはなると思つておる。しかし県
 の単独事業のうちで一番優先的に取り
 扱うべきものは、やはり学校、特に高
 等学校の起債ではないかとわれわれも
 考へておりますので、一般財源でやる
 か、起債でやるかの問題は別にいたし
 まして、やはり高等学校の老朽危険校
 舎等につきましての増築につきますし
 ては、再建整備団体でありませぬ、
 やはり従来通りの方ができるといふ

指導していきたいと考えております。

○北山委員 これはお話のように初めから地元が金額負担するというような協議によって、新しく生れた高等学校のみならず、ほとんど高等学校については、建築費だけではなくて、あの維持費についても相当地元負担をかけるおる。それはやはり中小学校については一応補助なり起債なりのワケが戦後ずっととられてきましたので、多少財源の道がある。府県の方では高等学校の方についてはほとんどそういう措置がないから、地元におつつけるわけです。しかも単独起債のワケが少ないものだから、そこで地元におつつけ得るものは地元へおつつけるような方針で、初めから単独起債の申請をしないのではないかと私は思う。もしもそうでないとするならば、ほとんど全府県について起債申請というものが平均してあるべきではある。おそらく非常にむらがあるでしょう。だから府県で負担するという気持のある府県においては、政府の方に起債申請をしますけれども、そうでなくて、もう高等学校は地元負担という建前で行くようなところは、むしろ自分の府県の起債のワケをほかの事業に振り向けたいために、高等学校については地元負担におつつけてしまおうというような傾向があると思うのです。そういう傾向があるかないか。おそらく全府県ごとに非常にむらがあるのは、そういう現象を現わしておるのではないかと。従ってこれはやはり市町村が自分の事務として、自分の負担すべからざる経費を相当に負担しておる一つの問題だと私は思いますので、従来の高等学校新増築の単独起債というものが、一体どうい

うふうな配当になっておったか、一つそういうものを資料にして出していただき、またその上でこの問題は十分財政部においては、高等学校の起債のワケをある程度押えるというようなことでやっていただかなければ、特に市町村の赤字立て直しという問題もこういう点で解決がつかないのではないかと、こういうふうな思われ方がありますから、その点一つ資料も出していただくと、それから高等学校が一体どの程度に新増築の必要があるのか、こういう点についても、もし資料があれば出していただきたいと思うのです。

その次に、今度は公営企業体というもののワケをふやしたのですが、特に公営電気事業、いわゆる府県営の電気事業のワケが、百二十億から百五十億にふえて参りました。そこでこの問題は前にも委員会、府県営で発電事業をやることは適當であるかどうかという点で質問したことがあります。一体どういふわけで三十億をふやしたのであるか。一体どこを對象に予定してふやした三十億であるか、これを一つお伺いしたい。

○後藤政府委員 電気事業の公営企業分の起債を百五十億にふやしましたのは現在まで継続しておりますものが、たしか二十一か二かあると思います。継続分の総事業費が四百三十五億でございます。三十一年度分の継続分の最小限度のものが百三十億あります。それから準継続のものが総事業費百三十四億でございます。それに対するものが大体十五億くらいと見当をつけております。それから新規につけなければならぬものが数カ所ございまして、その分を合せて百五十億というふう

に予定しておるのでございます。この問題は私どももいたしましては、やはり電気の場合には、公共事業との間のアロケーションがあります。従って公共事業と並行してやるか、電気の方を先にやるかという問題があります。来年度の計画は、従来の公共事業と並行してやるという行き方ではなくて、むしろ電気の方を先にやっていくというふうな格好にせざるを得ないのでないかというふうな考えております。

事業費の面からいいますと、百五十億でもやつとくらしいものであります。御承知の通り電気を早く起すことが必要でありますから、できるだけ早く電気関係をつけていくという必要はもちろんです。しかしそれに見合うところの公共事業分の問題もありますので、多少公共事業分の肩がわりをするということになるのではないかと、かように考えております。

○北山委員 最近において府県営の公営の発電施設を、他の電力会社等に売却したというふうな例はございませぬか。

○後藤政府委員 電気施設ですか。

○北山委員 そうです。

○後藤政府委員 施設を売却したということは、私聞いておりません。

○北山委員 私ども非常に疑問に思っている点は、府県営の事業でありますからして、県民が利益を受けなければならぬ。利益を受けるからという理由で県債を起して発電所を作るところがその電気会社を売却されて、よその地域に流れてしまふ。たとえば東北なら東北全体として、各府県で公営で発電をする。ところがそれを東北電力

に発電すると、電力が東北全体としては過剰になっているから、東京地域の方に発電をしておるといふような事態だと思ふんです。そうすると何のことはない、東北の県が公営電気をやると、その電気は東京の方に供給するたために発電せざるを得ないという結果になって、私は県民が直接利益を受けることにはならないんじゃないか、こういうふうな考えるのですが、この点について後藤さんどういふふうにお考えですか。

○後藤政府委員 電気だけをこらんにありますとそういうことになると思いますが、しかし私どもは総合開発の一環として、公共事業と一緒にやる電気事業につきましても、これは別の観点を持たなければならぬというふうに考えております。従って電気オンリーの事業というものは、私どもは必ずしも肯定しておりません。最近では電気オンリーの事業をやることは、地方団体としても慎むべきものではないかというふうな私どもも指導してあります。しかし総合開発の一環として電気事業をやる場合には、これはやむを得ないというふうな考えております。この総合開発なるものそれ自体にも、やはり問題はあります。ちよつと砂防へつばをつけ、あと電気事業というふうな総合開発もありますので、そういう場合にはやはりほんとうの総合開発になるような事業をやつて、その上で発電ができるということであればやめていくというふうな方式が、地方団体としての望ましい姿ではないかというふう

に考えております。電気事業だけをこらんにありますと、おっしゃるようなことになりまして、地元利益がほとんど還元しない。現在のところでは大して利益は上らない。償還をした際には多少の利益はありますが、償還をするのがやつとだといふようなこともあるのでござい。現在のところはそういうことでもありますので、電気のオンリーはあまり指導しておりません。できるだけやらないように指導してあります。

○北山委員 しかし総合開発という名のもとにやつておる、いわゆる多目的ダムにしても、必ずしも発電を公営でやつておるとは限つておらない。電源開発もやつていますし、また普通の電力会社が、総合開発の一環として発電の部分を担当しているという例が、私はほかには相当あると思つてます。ですから総合開発なるがゆえに公営でやらなければならぬという理屈は成り立たないし、また現実にもそうでもないんじゃないか。どうして総合開発だから、そういう多目的のダムの際に府県営でやらなければならぬか。どうもそういう實際から見ても、私は後藤さんのお話が納得できないんですが、何かそこに、総合開発だから公営の発電でなければならぬという特別の理由があるならお示しを願いたい。

○後藤政府委員 総合開発であるから電気事業は公営でなければいけないというふうには私は考えておりません。しかし総合開発という見地から見ますと、やはり治水の關係というものが加わつておりますので、そういう意味で電気事業もあわせてやつた方が、治水の上からもいいのではないかと、他の経営者が電気事業だけやつておる場合には、その間にうまくいかない場合もあり得るのであります。従つてうまく

いくという見通しがあれば、私は分け
てやってもよろしいと思いますが、そ
うでない限りは、やはり公共団体が、
全体を総合的に運営できるような態勢
をとることが必要ではないかと考えて
おるのであります。

○北山委員 おっしゃるような場合
は、総合開発の多目的ダムにして、そ
の発電部分について電源開発なりある
いはその他の電力会社がやらない、だ
れもやる者がいないので仕方がないから
府県でもやらなければやれない、そ
ういうときに府県でやるというのなら
わかるのですが、そうじゃなくて、総
合開発だからという名のもとに、公営
電気をしやにむにやろうとする府県が
相当あるのではないかと思うのです
が、その点については後藤さんは是認
されるかどうか。私の方はどうも納得
できないように思うのですが、しやに
むに公営電気にして、そうして総合開
発ということを言いますけれども、実
態はむしろ他のずっと遠い大都市など
の利益のために一生懸命になって借金
をして県が発電をしておるといふふ
うの結果になっておるのではないかと
思うのですが、どうでしょうか。

○後藤政府委員 一時は総合開発の名
のもとに電気事業をやりたいという気
持が相当あったようですが、最近にな
りましてほんとうの総合開発でなけれ
ばいけないという気持が地方団体にも
出ておりますし、電気事業だけを目標
にするような総合開発事業は意味がな
いということもわかってきております
から、最近では総合開発熱というもの
前ほどひどくなっております。従っ
て毎年新しく電気をつけることが問題
になりますのは三カ所ないし四カ所程

度であります。この程度であれば私は
そう心配したことにはならないのでは
ないか、電気事業の起債を見まして、三
十二年度から山でありまして、三十
二年度からは電気関係の起債はうんと
落ちて参ります。従って三十二年度か
らは、電気関係の起債はうんとほかの
公営事業に回せるものと現在から期待
しておるわけでありまして。

○北山委員 三十二年度からのくら
い減ることになりますか。

○後藤政府委員 継続分が大体落ちて
参ります。新規をどのくらいとるか
という問題が一つございまして、継続
分で、三十二年度以降で大体残ったも
のが十億くらいになって参ります。準
継続分が百二、三十億はあるかと思
いますけれども、それをどういふふう
に準継続分をつけていくかという問題も
もちろんございまして。しかし三十二
年から、がたっと継続分が落ちて参り
ますから、私は相当余裕が出てくる
というふうに考えております。

○北山委員 しかし先ほどのように、
やはり後藤さんも府県営の公営の発電
については、どちらかといえは消極的
な考え方を持っておられるようです。
そういうことになればいかに継続分に
ついての割当が少くなるということも、
新規をまたふやしていくということも
はやはり同じことになってしまふので
はないか、こう思うのですが、その新
規をふやしていくかどうかということ
は、これは重大な一地方行政につ
いてもそうでありまして、電気事業を
ういふふうには持つていくかという基
本方針、こういうものと関連するのであ
りますから、一体自治庁としてはそ
ういふ点について通産省等と打ち合

たことがあるかどうか。これは政府と
しての公営電気で、全体の電源開発と
の関連をきめていかなければならぬの
ではないかと思うのですが、そういう
話し合いをしておるのかどうか、これ
一つ後藤さんからお聞きしたいと思います。

○後藤政府委員 電気事業につきま
しては、先ほど申しましたように総合開
発の問題がありますし、それから電
源開発の一環という点もございまして
で、電源開発審議会というのござい
ます、その下にその幹事会もございま
す。私もメンバーになっております
が、この電源開発審議会にいろいろな
ものを出す前に、各官庁で相談をいた
しております。関係いたしますところ
は通産省と、それから経済企画庁、
大蔵省、建設省、それから農林省、そ
ういふ大関係のあるところは全部寄
ります。寄りまして、たとえ本年度
の電気事業を、どこに重点を置いて起
債をつけるかということにつきまして
は、それぞれの官庁がそれぞれの立場
からいろいろ主張をいたします。それ
を私どもと大蔵省と経済企画庁と三者
で最後に総合調整いたしまして、電気
事業の起債をつけておるのでありま
す。新しくやる場合もそうでありま
す。従ってそれぞれの官庁は、一つの
官庁だけが幾ら希望いたしましても、
そう簡単に電気事業がでないような
格好になっております。

○北山委員 私がなぜこのことを申し
上げるかといえは、やはり地方債とい
うものを地方団体の最もやりにい、し
かもやった効果が住民の福祉に非常
役に立つというような事業に自分の財
源を使つていく、あるいは借金もして
いくということではなければならぬと思

うのであります。ところが現在の公営
発電事業等の状況を見ると、電源開発
という名前のしり馬に乗って犠牲に
なっておるのじやないか、そして地方
債をそれに食われてしまつておるの
じやないか、何のことはない、府県は無
理な発電をして、そのほとんど全部を
電力会社に売電をして、その結果の供
給料金というものは何も特別安くな
っていないのだ、特定の配給などもほ
んどないというふうな事態では、しか
もその地域でないよその地域にその電
力が流れていくというふうなことで
は、府県が何のために一体無理をして
起債の配当を受けて発電事業をやるの
か。国家的な総体の見地から見れば、
一つでも発電所がふえればいいという
ようなことなら別ですけれども、これ
は国の方で考えるべきであつて、地方
団体がやる仕事ではないのじやない
か。むしろ百五十億という金は、も
つと別な地方の公営事業の方に使つた
らばもつと役に立つようなこと
ができるのじやないか、そういう見地
から私は申し上げておるのでありま
す。この点はさらに経済企画庁なり、
あるいは自治庁長官等にもお伺いし
なければならぬと思つております。

次にもう一つだけお伺いしておきま
す。これは地方税に關係をいたしま
す。工場誘致に關する条例というもの
が各府県、市町村、方々にございま
して、それが直接、税の減免をするとい
うような内容を持つておる場合は地方
税法に違反するものである、こういう
ような御答弁であつて、そしてそのよ
うな通牒も自治庁はお出しになった。
ところが実際には一向その通牒が実行
されておらない、こういうふう

のですが、奥野さんはその事態につ
いてどういふふうにお考えですか。

○奥野政府委員 工場誘致条例を多く
の団体で制定して参つたわけであり
ますが、当委員会での御注意もござい
まして、先般自治庁から地方団体に對し
まして自衛をするように連絡をいたし
たわけでありまして。これにつきま
して、やはり相当の効果が出て参つて
おると私たちは思つておるわけであ
ります。すでに期限の来たものにつき
ましては打ち切るようになって参つて
おるものもございまして、また条例の
制定されておるものにつきましても、
これを廃止するとい
うふうな団体が相当多くなつて参つ
ておるようでありまして。またかりに
きましても、税の減免の形をとりま
せんで積極的に施設を供与するとい
うものについては歳出予算に計上する
わけですから、住民全体の批判も十分
受け入れられるというふうな姿にな
つておるといふふう

○北山委員 現実には相当に方々で誘致
条例があつて、政府の通牒が出たあ
つても、そんなものを無視してやる
というふうな方針でいつているところ
もあつて、それから盛んに工場誘致
に與えるという勢いは衰えておら
ないのではないかと私は思つてお
ります。これは最近新聞で拝見した
のですが、宮城県でしたか、ある町
の住民税について、勤労者の税金が
非常に高いということで労働組合から
交渉を受けて割り戻しをした。たしか
勤労者の超過分の払い戻しをするとい

なことがいわれておる。これは前にも
たしか聞いたと思いましたが、税法上
正面からは許されぬことだ、こうい
われておるのですが、一方でこの工場
誘致条例のようなことが実際に行われ
ておるとすれば、やはりこういう事態
も勤労者の住民税が高いという実態で
ございませうから、そこでそういうよう
な措置をしてもこれはやむを得ないの
じゃないか。工場誘致条例が悪いのな
ら、それはそういうやり方も悪いじや
ないかと思いますが、工場誘致条例そ
のものが突進はある、現実に違法であ
るといわれながら行われておるとすれ
ば、やはり勤労者に対するそういうふ
うな税の特典を与えるということも許
されてしかるべきじゃないか、こうい
うふうにお考えになりますか。

○奥野政府委員 勤労所得者の租税負
担がかなり重いものですから、数年來
絶えずこれが問題になり続けて参つて
きておるのであります。これにつきま
しては、政府の面とそれから運営の面
と両方あると思うのであります。政府
の面におきましては所得税法の改正に
よって勤労控除を漸次引き上げてい
く、今回もさらに従来の一五%、六万
円を二〇%、八万円まで上げること
にされておるわけでありませう。もう一つ
は、運営の面は事業所得を正確に把握
していくということであらうと思いま
す。地方税法に直接関連する問題とい
たしまして第二方式及び第三方式のた
だし書きを採用していきます場合に
は、従来所得税の場合の勤労控除が一
五%、六万円であったわけですが、二
〇%、八万円になるように差額の五
%、二万円を控除したものを課税標準

とするのだ、こういう規定が入って
おるわけでありませう。今回二〇%、八万
円に所得税法が改まったのですから、
この特別規定を削除すべきではない
か、こういう問題もあつたわけであり
ませうけれども、二〇%、八万円にな
つた後の所得税法による所得計算を使
つて参りますのは三十二年の住民税か
らになる関係もございませうし、今北山
さんが指摘されましたように、なお給
与所得者の負担の方が重過ぎはしない
だらうか、こういう疑問もあつたもの
ですから一応この規定には手を触れな
いでそのままにしておるのであります。従
つてもしこれをそのままにしておきま
すれば勤労控除は第二方式、第三方式
ただし書きの場合だけは国税よりもさ
らに多くなる、こういうことになるわ
けであります。この問題はなお一年よ
く研究した上で、結論を得たいとい
うふうに思つておるわけでありませう。
いづれにいたしまして、そういう問題
は制度的に解決をしていかなければな
らないじゃないか。個々の団体でそれ
をやりますと、実は幾らたつても運営
が軌道に乗ってこないのじゃないか。
やはり地方団体の方も国と協力いたし
まして、不均衡になつていっているものにつ
きましては均衡のとれますような協力を
していかなければならない、こう
いうような考え方でおるわけであり
ませう。

○北山委員 これは税を取られる者の
実感として、取る方の実感もですが、
地方の市町村あたりで実際に町村の理
事者なんかから見ても、どうしてもた
れが考へても勤労者に対する住民税が
高いというような実感から、ああい
うな措置がとられたと私は思うので

す。ですから制度の問題もそうであ
るが、また一方においては、この工場誘
致条例等によつてやはり企業について
特別な措置がとられるというものを放
任しておいて、一方だけをもしも奥野
さんたちがそんな勤労者に対する特免
はいかぬとかそういうことをやかし
く言われるならば、これは非常に権衡
を失するのじゃないかと思つたので、徐
徐に制度的に改正するのはけっこうで
ありますけれども、さしむきの行政指
導としてむしろそういうふうな事態が
起つてくる原因というものを把握し
て、そうして大目に見ると言えればお
かしいですけれども、やはりやむを得ざ
る事情というものは認めなければなら
ぬじゃないか、何か合法的な一応法律
に抵触しないという方法をとるならば
やはりやむを得ざる事態ではない
か、こういうふうにおつて思つたので
うでしよう。勤労者の住民税につい
て……

○奥野政府委員 税金の割り戻しとい
う考へ方は避けなければならぬじや
ないかというふうにおつておる。ま
た労働者のための施設を充実してい
く、そういうことは労働者だけに限ら
ず、いろいろ公共の福祉を増進するの
が市町村の任務でもありますので、そ
れはけっこうじゃないかというふう
に思ひます。

○北山委員 最後は後藤さんにお願
いしておきますが、今度の再建法の中
で、寄付金の制限というものはやはり
非常に特別な規定だと思つたので、こ
れは再建団体であるといふにかかわ
らず、地方財政建て直しのやはり一つ
の妙案です。この分が決算から見ま
し

おるので、特に市町村の場合に
おいてはこの点を合理化するとい
うか、そうすることによってよほど私
助かると思つたので、また市町村も自
分たちで相談をしてそういう負担金は
しないんだというふうな動きも強
く見えておるので、それから、それでこの
規定を適用するために一つ具体的な指
示といいますか、そういうものをやは
りお考へになる必要があると思つた
ので、特にこの再建促進法の、国に対
しては、他は公共団体に対して
やるものについての制限は、御承知の
ように前年度の基準財政需要額とい
うものの百分の一ないし百分の三とい
うことで、金額のワタでもつて制限を
されておる、いろいろ種類のも
のが入つてくるか、いろいろ雑多な種
類のものが総体のワタで制限をされま
すから、やはりある程度の指導をし、
その範囲等についても、これはむしろ
この規定をどどんと実施するといふよ
うに促進をするのが私は正しいやり方
じゃないか、こう思つたので、一
つもしもお考へがあればここで述べて
いただくし、またまだそういう用意が
なければ一つやつていただきたい。後
藤さんから何か意見を聞きたい。

○後藤政府委員 寄付金の禁止の問題
につきまして法律が通りまして、いろ
いろ各地の地方課長が説明をいたして
おりますが、必ずしもはつきりしない
ものが寄付金の中にございませう。寄
付金と言ひ得べきものであるかど
うか、そこから問題が起つて参りま
して、われわれの方にも直接いろいろの
事情を話してこれらの方もあります
で、近くこういうものは寄付負担金に
入らない、こういうものはこういう措
置をするように、こういう具体的な内
容の通知を出したいと考へておりま
す。大体原案を作つて私どもも見てお
りますから近く出せると思つておりま
す。問題は直営でやれば問題でない事
業を寄付負担金の形でやつてい事業
が市町村に相当ございませう。それから
委託をすればいい事業、委託事業でや
ればいい事業を寄付負担金の形でや
りやつておるというものもございま
す。それからその名前が寄付負担金と
か補助金とかいう名前になつておるた
めに、それがたまたま寄付負担金の性
格を帯びておるようになり、それが
入つておる、いろいろの性格のもの
が入つておる、果にならぬと
百種類以上、二百種類ぐらゐりありま
す。市町村の場合には数はさうありま
せんが、やはり百種類ぐらゐりありま
ります。その中でわれわれが法律で
もつて規定された趣旨に当るものがど
うの程度あるか、まず分けをして、
そういう直営事業にすべきものは直営
にする、委託事業にすべきものは委託
事業、共同事業とすべきものは共同事
業、そういうものに振り分けた上で
もつて個々の検討をすべきものだと思
つております。簡単に申しますと、委
託事業の方式をとるべきものはそれ
でいく。それから共同事業で共同出
資——名前は何であらうと出資のよう
なものも共同事業でありますから、こ
れは寄付負担金には入らない、それか
ら広告料のようなものにもまたいろい
ろ性質があります。そういうものもほん
とうに市町村の広報活動の一端にな
るところのものであればそれは寄付負
担金ではない、こういうふうな分類
で、こまかい点につきましてはもう少

し検討いたしましたして通達を出したいと考えております。何もかにもひっくり返して寄付負担金ということになります。これはいろいろ問題はありますが、市町村自体の活動に影響がございまして、その辺を十分指導していきたく思っております。大まかに申しまして市町村の中に金が落ちるものは私ではできるだけ認めて、寄付負担金でないものももちろんありますから、そういうものはやはり一種の事業として考えていくというのがいいのではないかと、かように私は考えておるのではありません。

○龜山委員 ただいまの北山委員と後藤政府委員との応答に關連してちょっと關連質問をお許し願いたいと思っております。それは地方財政再建促進法の適用にからんで国体の問題なのです。先般国体の参考人の御意見をいろいろ伺う際に、太田自治庁長官でありましたか、後藤財政部長かどつちからか、財政再建促進法の適用のある府県並びに市町村は国体に対してある種の負担金あるいは寄付金といえますか、そういうものに対しては制限すると言われたか、認めないと言われたか、多少そういう制限をされるようなお話を承った。そこで今のようにならうと寄付負担金のような問題のある際に、この財政再建促進法の適用を受けた府県市町村は国体の地方持ち回りに關して非常にこの問題でちゅうちょしておるような傾向があります、国体の地方持ち回りの際、府県もしくは市町村の負担金もしくは寄付金、今北山委員の質問に對してお述べになりました寄付金、負担金の許すものとしからざるものというような点についてどういふふうなお考え

か、この前のときに少し気になりましたから、この際あらためて一つお伺いしたい。○後藤政府委員 国体の問題に關連しまして二つ問題があるわけでありまして。一つは、再建整備団体、赤字の多い団体と申しますか、そういう団体が国体關係に金を支出することを再建計画で認めるかどうかという問題が一つあります。私どもとしてはそういう場合には国体の關係を——もちろん他の事業との關係も調べなければなりません、そういう団体は普通の公共事業、それから自分の施設等の事業で大体手一ぱいではないか、従って国体に出す財源がないのではないかと、従ってそういう場合には国体の方に經費を出すことを、われわれはおそらく容認することができないであろう、そういう相談があれば私どもは適当ではないだろうとお答えをする、こういうふうにお答えしたのが一点であります。

もう一つ、国体に寄付金、負担金を出す場合、これはおそらく体育協会その他の団体に出すものがあると思いがすが、そういうものがある場合にはやはり制限の中で出してもらいたいというところであります。おそらく制限を超過するような支出になると思えます。普通大体の市町村の場合でも、制限を出るものに対して認めるか認めないかということになります、やはり赤字団体の特殊な制限でありますから私どもはそういうようなものを許可するわけには参らないということになると思えます。

○龜山委員 そうすると先ほどの北山さんに対する御答弁のうちに、市町村に金の落ちるようなものはある程度その

限度を越えてもいいというようなお言ひ葉があたが、国体が来れば相当にその府県市町村は潤うのですから、そういう点等のしんしゃくはあり得るのですか。○後藤政府委員 国体に出す場合に、私は必ずしもその市町村に還元してくものばかりはないと思えます。県の体育協会に出す、いわゆる県の何とか協会に出すという形をとるわけであり返ってくるかどうかははっきりしないような寄付金もございまして、そういう場合に申すのはおかしいのではないかと、これを一般的に申し上げたのであります。つまりその団体の、市に何かの施設を作るために出す場合はおそろく寄付金、負担金の形をとらず直営事業の形をとると私は考えております。その場合にはやはり赤字団体であるからそういうところに出すだけの余裕がないのではないかと、第一の問題について私どもは考えております。

○北山委員 これはどういふものができるか若干心配な点もあるのです。地に金が落ちる場合にはいいのだというふうなことで基準を作ると若干私どもも不安に思ふので、でき得るならばその試案というものを作つた際にこの委員会に説明していただくというふうな方法をとれないかどうか。それからいろいろな団体の負担金といふことにか、分担金等も共通費だということにして、みんなそれからはずされてしまえばさっぱり意味をなさなくなってしまうのではないかと、最終的な案を示せば申し上げませんけれども、大体考え方をもう少し整理したもので基準をお示し願ひ、われわれも意見を申し上げて、そしてこの再建促進法の精神が実現されるようにしたいと考えておりますので、そういう案を作る場合の基準というふうなものを、ある程度具体的に項目について分類したものをお示し願ひできれば結構ではないかと思ふのですが、どうですか。○後藤政府委員 これは実は調査課でやっておりますので、私も協議にあずかっておりますが、正確に申しますと私の所管ではないのであります、これは帰って相談をしたいと思ひます。

それから市町村の中のものは大抵いという意味は、私が先ほど申し上げましたように全部いいという意味ではありません。しかし市町村の中のいろいろな団体に對する寄付金、負担金という名前を使っているのは共同事業的なもの委託事業的なものもある、ちよつとよそに出す負担金と性格の違つたものがあります。同じ名前を使つておりましたが市町村の行政との關連の非常に強いもの、また委託事業的な性格の強いものは、その金が市町村の中に落ちるものであれば、そうひどい制限をする必要もないのではないかと、市町村自体の事業の運営に支障のない限りやはいの程度認めていくという気持の方がいいのじゃないか、こういう気持でそれそれの具体的な問題についてお答えをしておるといふことを申し上げたのであります。

○門司委員 この機会に二つ三つ後藤君に聞いておきたいのであります、先に聞いておきたいと思ひます、これは、この法案に多少關係を持つておる例の土地の沈下に対する政府の考え方でありまして、これについては地下水をくみ上げるからといって、地下水をくみ上げる等について制限をしようとする傾向になつておる。しかし実際は工業用水として地下水をくみ上げたことのために地盤が沈下するのであるか、あるいは地盤の変動からくる地盤の沈下であるかわからないわけですが、どこに行つてもはつきりしておらない。場所によつてはそういうことのない。場所によつては防波堤を築かなければならない、あるいは埋め立てのかさ上げをしなければならぬというふうな事態がかなりあるわけでありまして、従つてこれらの問題は一つの公共団体の問題として今日まで取り扱われているが、これは本来天災といふか、災害と同じような取扱ひをすることが正しい行き方ではないかという考え方が、政府の考え方はどうですか。○後藤政府委員 地盤沈下の問題は一種の災害的な考え方をしているのではないかと、私どももやはり広い意味の災害というふうな考え方をしておるのであります。しかし現在のところ災害の中にはそういうものは入つておりません。従つて取扱ひとしては災害に次ぐものとしての取扱ひをしていられるのであります。今度三十一年度予算から地盤沈下対策の補助金ができることになりました、そういうものができてくれば当然優先的に取り扱つていきたく、これを一般公共事業の中でやるか、地盤沈下対策というものは大体工業用水の關係になつて参りますので、水道の方のワックの中でい

くかという問題があります。たとえば

尼崎のような場合はどちらでやるかという問題が一つあるのであります。これもつまり負担部分の起債をどうするかという問題に關連がありますので、事業全体ができるような起債のつけ方をしていくという考え方を現在としておるのであります。要するに災害と同じような考え方をとっていくべきだと考えております。

○門司委員 今尼崎の例をおっしゃいましたが、必ずしも工業用水をくみ上げるからというにはならぬと思えます。たとえば京浜間には工業用水をくみ上げていないところでも、ここ十年の間に一メートルくらい下っているところがある。今その学校が焼けたかどうか知らないが、たとえば横浜の芦種崎の小学校の運動場に筋ができています。地震のときのようにひびが入っている。まわりで工業用水をくんでいるわけでも何でもないのに年々下つてきている。潮田というところは三尺くらいに大体鶴見川の土砂をポンプで上げている。そのことのために鶴見川の改修を国の費用でやっている。ああいう小さな川ではあるが国庫河川として堤防工事をしている。しかし別にあの辺で工業用水をくんでいるものはありません。なくてはならないものがある、これは自然の沈下だと思えます。川崎の埠頭にかけても全部沈下している。だから単なる工業用水のくみ上げだけでなくて、そういうものが各所にあるわけでありまして、これらの問題についてはどうしても自然の災害と同じような取扱いにすべきである。これは建設委員会に聞かなければわかりませんが、私の考えでは政府はこういう問題については起債の話だけはごさいまし

たが、起債でなくして政府が災害復旧にとつておると同じような態度をとるべきではないかと考えておるのであります。後藤君の言うように、ただ単に工業用水をくみ上げたから地盤が沈下したというようなことは、その通りではないのであります。政府の考え方をもう少しこの際はずきりしておいていただきたいと思ひます。

それからその次にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、今度の国の財産その他についての納付金の問題であります。これについて問題になりますのは、例の国及び地方公共団体の直接使つておられない土地あるいは住宅等がこれの対象になつておる。そうするとかつての使用者課税みたいになりはしないかという危険性が生まれてくるわけでありまして、これは使用者には絶対に迷惑をかけないという建前の上にはつきりしておいてもらいたい。

○奥野政府委員 貸付資産につきまして国なり地方団体なりが所在の市町村に交付金を交付するわけでありまして。その場合に所有者であります国や地方団体は使用料を使用者から徴収しているわけでありまして、これにプラスして交付金の額も徴収するかどうか、これを国なり地方団体なり交付金を交付する側、言いかえれば所有者の側の任意にゆだねられておるわけでありまして、おおむね使用者から交付金相当額を負担を求めることになるだろうというふうな予想をいたしております。そういうこともございまして、できる限り住宅の負担は緩和しておいた方がよろしいのではないかと、いうふうなことから、十分の二ないし十分の四の負担にとどめるという立法を講じているわけでございます。

○門司委員 これは法案の説明の中にも書いておられますが、国の住宅政策等にも關係してということ、今の奥野君の答弁のようなことが書いてある。しかし問題になるのは、これは明らかにかつての使用者課税です。使つておるから課税するという一つの考え方です。使用者課税という考え方は突はずつと昔にはなかつたわけではございません。あつたのであります。しかしこれはいけないとしてやめられた。ところがまた今度のことでこれが使用者に転嫁されてくる。これは明らかに使用者課税として、それだけ家賃なり地代なりが上つてくるというようになると、法律の内容あるいは説明では、多少それを考へて課税額を低くするということになつておりますけれども、私は本来課税すべきものではないというように実は考へるのであります。これは少くとも地方の公共団体なり国が一つの政策としてやつておる仕事であつて、そこに使用しておるものがそのことのために課税をされるということとは、どうも私は理論的にはおかしいと思つておる。だから国の施策に基くかういふものがあつて、特にそのことのために一般よりも家賃が安いとか、どうかいふなら別の話でありまして、私には今日公営住宅やその他の家賃は必ずしも安いものばかりではないと思つておる。と同時に国の住宅政策として考へられておる今日、私はこの法については賛成しがたいのであります。今の奥野君の御答弁から言へば、これは明らかに使用者課税でありまして、そうして大体これの見込みはど

れくらいあるつもりですか。全部でかなりたくさんあると私は思つておる。この内訳に書いてあります。○奥野政府委員 突は臨時税制調査会の答申によりまして、国や地方団体の持つておる資産につきまして使用者課税をやるか納付金制度をとるか、何か考へて固定資産そのものの負担の均衡化をはかつていきたい、こういうことになつておつたわけでありまして。しかし住宅等については使用者課税を行います場合には、それぞれの人に対しては評価額の分配の問題等もあるわけでありまして、またそこに特別な負担緩和の政策をとることもなかなかむずかしいといふふうないろいろな問題がございまして、現在のような交付金制度にいたしたわけでありまして。公営住宅を例にあげられたわけでありまして、御承知のように公営住宅につきましては、第一種公営住宅にあっては二分の一を国が補助し、第二種公営住宅にあっては三分の二を国が補助しております。あとの部分は府県なり市町村なりが負担をしておるわけでありまして、この部分につきましては使用者に転嫁させることになつておるわけでありまして。国の補助部分についてはもとより転嫁はございません。それに金利あるいは利潤等というふうな面におきましても、金利は見ておるわけでありまして、利潤は見るからといっておきまされません。そういうことからは言ひますと、使用料は非常に低くなつておると思つておるのであります。ただ国でやつておるために住宅がどんどんできてくる。市町村としては教育施設を作らなければならぬ、衛生施設も

作つていかなければならぬという場合に、何ら財源が得られない。これはやはり市町村としても困つた問題じゃなからうかといふふうにも思われまますし、また固定資産その他の負担の均衡ということもございまして、無理でなかつた方がよいのではないかと考へし、それを府県や市町村があつて自分でもなかつていけません。それはいけなかつたことではあります。しかし負担を使用者に求めようと思へば、一般的にそういうふうになるのではなかつたかと思つておるわけでありまして。そういうことでも、全体としてはなお負担は一般の民営の住宅から考へまして、低くおつておることは、申し上げるまでもないと思つております。なお北山さんから、突は貸付資産の内訳を資料として出せといふお話がございまして、今作つておりますから、きょうあすには提出できるかと思ひます。それによつて何分御了承をいたしたいと思ひます。

○門司委員 あまりいい考え方ではないと思つておる。これは国の住宅政策という一つの政策に基いてやつておることであつて、その家賃が高いとか安いとかいふようなことは、もとより営利を目的としない考え方であり、それから現在の社会事情では営利を目的として家賃を建ててそれを他に貸し与えるといふことについては非常に高くなつて住民が負担にたえられないといふようなことから、国その他で行なつておるのであります。それからまた使用者課税を取るといふことは、

作つていかなければならぬという場合に、何ら財源が得られない。これはやはり市町村としても困つた問題じゃなからうかといふふうにも思われまますし、また固定資産その他の負担の均衡ということもございまして、無理でなかつた方がよいのではないかと考へし、それを府県や市町村があつて自分でもなかつていけません。それはいけなかつたことではあります。しかし負担を使用者に求めようと思へば、一般的にそういうふうになるのではなかつたかと思つておるわけでありまして。そういうことでも、全体としてはなお負担は一般の民営の住宅から考へまして、低くおつておることは、申し上げるまでもないと思つております。なお北山さんから、突は貸付資産の内訳を資料として出せといふお話がございまして、今作つておりますから、きょうあすには提出できるかと思ひます。それによつて何分御了承をいたしたいと思ひます。

私は本来の住宅建設の使命と少しかけ離れたことになりはしないかと考えておるので質問したのであります。

ついでにもう一つこれは後藤君に聞いておきたいと思うのであります。再建整備法の指定を二月十五日ないし二十日に受けた公共団体が六つある。そのあとまだ三月一日から今日までに十ぐらゐるのではないかと思うのだが、これらの再建整備の指定を受けた団体の問題になっております。あるいは従来からずっと問題になった実際の当該公共団体と自治庁との間に約束をいたしましたというゆる再建計画の内容をこの際一つ示してもらいたいと思ひます。

○後藤政府委員 再建法の指定を受けるための申し出をした団体をこの前申し上げたのであります。また再建計画を承認した団体はございません。指定を受けました団体、指定を受けるべく申し出をいたしました団体が、県は三つであります。市は十二ぐらゐりになっております。町村もやはり十二、三。ほとんど毎日のように出てきておりますから、もう少し最近ではふえてきておるかもしれません。この団体の再建計画の説明を毎日聞いておるわけでありませう。現在のところ議案にかけられておりますのは京都府だけでありませう。別に京都府との間に約束はいたしておりませう。それから個々の市町村につきましても、再建計画を持って参りましてその説明を聞いておりました。私どもはえらく長くかかるように計画の場合にはもう少し短かくとか、二十年かかるような計画もありません。そういうものは十五年ぐらゐにすぎるとか、そういうふうな包括的な指示

を与えております。それから歳入の見積り等につきましてもわからないままにいろいろな計算をしておりますので、そういうふうなことに注意をいたしておきたいと思ひます。われわれは個々の再建計画の案につきましても一応の注意をいたしておる程度でありまして、別にそれぞれの団体と約束をいたしましたものは現在のところではないと思ひます。

○門司委員 約束をしたものはないという答弁ですが、大体指定するということにきめた団体が私はずにありまして、問題に申請をして内容を一応ととのえ、それがさらに議案にかかって議決して、さらにほんとうにきまることになると私は思ふ。少くとも地方の議会で一応内容の約束をあとにしてとにかく自治庁に申請をしてやろうという段階において大体の自治庁の考へ方なう、当該公共団体のそれに伴う内容というものはつきりしなければ、地方の自治体では議決が非常に困ると思ふ。また困っておることは事実だと思ふ。とにかく何でもいから一応申し出だけしてみようじゃないかというふうなあいまいなことでは済みをするわけにはいかぬと思ふ。自治庁との間に申し出をして、そうしてそれじゃ一応条件はこういふところからに再建に対する申請をしようじゃないかというふうなことが議案に提案されて参りますと、御承知のようにこれを否決した場合というふうな問題が出て参りました。御承知のようではない、再議に付してまた否決すれば自治法の百七十八条が生きてくるというふうな問題を起す一つの原因になります。従つてすでに地方の団体か

ら申請をしようとするならば、その申請をするときにはおそろく地方の議会で大体の内容というものがはつきりしておらなければ、地方の自治体に簡単にできるものではないと私は考へます。従つて申請をしていくときには、大体その交付団体というものは内容を保持しておると私は思ふのであります。だからその内容等は決して秘密ではないと思ふのだが、一体どういふものを内容として地方の自治体が来ておるのか、あるいはまた自治庁はどういふ内容であれば、次にほんとうの議決になってきたときにこれを再建団体として認めるというお考えになつておるか、その辺のことは私は発表しても差しつかえないと思ふのだが、お話をきるならこの際はつきりしていただきたいと思ひます。

○後藤政府委員 自治庁の方で何か尺度を持つて一つの型にはまつたことで指導しておるようにお考えになつておるかも知れませんが、そうではないかと、やはり個々の団体の財政の実情も織り込んだ案をそれぞれ申し込みをします場合は一応作つておられます。ところが作つておられます計画自体が非常にずさんなものもありませんし、それから計数等につきましてもやはりわからな

いままに、たとえば起債だとか交付税の見積り、税の見積り等でもいろいろわれわれと違つた考へ方をしておられます。そういうものにつきましてもわれわれは注意をいたしておりました。それは一種の償還計画のようなものでありますから、われわれ型にはまつたものを押しつけようという考へは持つておりませう。従つて団体によつて非常に違つております。特に

市になりますと、団体によりまして非常にこの型が違つたものがあります。投資的事業をやめてほとんど消費的事業だけでしばらくやつていくとか、それから競輪とか競馬の収入を当てにして再建計画を立てるとか、いろいろな型があるのであります。別にわれわれの方でどういふ型でなければ承認しないとか何とかいうようなことではないのであります。その団体のいろいろな事情を考慮しながら間違つておる点を訂正して、そして実行可能な再建計画を立てさせるといふふうな方針で現在作業をしておる状況でございます。

○門司委員 私の聞いておりますのは、作業をしておることはもちろん作業をしておると思ふが、個々の団体で問題になりますと再建をするに必要な歳入をどうするかということが一つ大きな問題であります。その場合に法に書いてありますように自治庁は徴税の強化あるいは新しい特別の法定外の普通税を設けるとかあるいは授業料、手数料の値上げをする、いわゆる住民の負担においてこれをなくしていかうとする一つの考へ方がないわけではありませう。法にはつきり書いてあるから私にはあると思ふ。それらの問題について一体どういふようにお考えになっておるのか。それからもう一つは、これも十七条の施行令ではつきりしてありますように、さらに公共事業として一つの制約を加えて、そのことによつて補助の率を増していかうという考へ方をいたしておられます。従つて補助を増すが行政は自治庁に相談しなければならぬというふうなことは、住民にとつてはいろいろな問題を起すと思ひます。従つてこれについて自治

庁はどういうお考えをお持ちになつておるか、同時にそれなら今まで京都そのほかから来ております内容を何か発表されるような御意思はございませんか。

○後藤政府委員 再建計画の内容の問題であります。歳入の点につきましても私は滞納が多い団体につきましても増税をすぐやるというふうなことはおかしじやないか、こういう意見を保持しております。従つてやはり一応滞納の整理をした際において増税を考へるなら考へた方がよろしいという態度で、別に増税をすぐやれというふうな指導は私どもはいたしておらないつもりであります。ただもう他の経費の節約ができないか、どうも財政需要があるというふうな場合には、やはり増税もやむを得ないことかと思ひますけれども、そういう判断はそれぞれ

の団体です。それに私どもは申し出るのであります。それから投資的経費の方につきましても、おかしやいませうに一定の規模に投資的経費の総量が下つて参りますれば補助金を上げるということになっております。しかしそれは下つた場合に上げるのであつて、上げてもらつて歳入を多くした方がよろしいか、事業を多くやつていきたいか、その辺の判断は各団体にまかしてあります。別にこれは強制的な規定ではないといふこともよく説明をいたしてあります。

それから京都の問題は現在府会に出してあります。二、三日前も府会の各会派の幹部の方々が来られました。十点ばかり疑問の点を話されましたので私どもが説明をいたしたのであります。これは別に増税の計画になつてお

るのか、そういうふうな包括的な指示

を

りません。徴税強化の計画はございませぬ。でも新増税の計画はたしかなかったと考えております。

○門司委員 それからも一つ聞いておきたいと思いますが、問題は今申し上げましたようなことで、自治庁はいろいろお話をしておりますが、現実の問題としてはすでに申し込みをするときにある一定の規模というものを示さなければ地方の議会では私はいかぬかと思う。そのことをとにかく一応申し込んで見るから申し込みだけを一応議決させる、そうして申し込んだあとでいろいろ自治庁との話し合いができてさらに申請をするという段階になっておる、従ってまず申し出をしたときに、今京都なら京都がすでにかかっておるときに、今お話のように不審な点があれば大体自治庁に話し合いに来るわけでありませぬ。従って自治庁として当該の庁との間には一応まとまったものでなければ、私はその次の段階の議会にはかけられないと思う。ここに非常に大きな問題がありますので、私もこの再建整備法については、いろいろ世間の問題もたくさん持っております。従ってその一つの参考資料として今お伺いしておるわけでありませぬ、もし京都とあなた方の間に話し合いをされて、大体京都はこういうことで再建整備計画に対する議決をするのであらう、というようなことの発表はできませんか。

○後藤政府委員 京都府が出しておりますところのものが、私も見ましたものと同じであるか、私もはつきりわからないのであります。一応この前に申し出をしました際に持ってきたら、私も説明を聞いたものはございませぬ。それがそのまま府会に出ていかどうか、私もちょっと自信を持っておりませぬ。大体同じものが出ておると私は考えております。それから申し出をします場合には、大体その団体としてはやはり非常に長期の場合もありませぬ。そうして説明をいたしておられます。それから申し出をするかしないかをきめますのは、これはよほど慎重にやる必要がございませぬので、申し出をする前に、たびたびわれわれのところへ参りまして、再建法の趣旨の説明を求めております。そういう場合には、こういうふうな再建計画を作るというところを詳しく説明をいたしておられます。それからその場合に、市町村の場合を見ますと、一県は大体再建法の適用を受けるべき団体と、そうでない団体とが割合はつきりしておりませぬ。また自主的にきめられるのであります。市町村の場合には、必ずしも再建法の適用を受けなくても自主再建も三年くらいでやれるようなところも参ります。しかしそういう場合には、別にわれわれの方は再建法の適用を受ける必要もなからうという説明をしております。ある一定の段階以上は、これは再建法の適用を受ける必要があるだらうというふうな区分をして話をしております。その上で再建計画なるものの説明をし、帰って議会に諮って態度をきめてくる、こういう形になっておるのであります。そういうふうなことで、毎日再建関係の連中が非常にたくさんやってくる、そういうものが、法律そのものの誤解が相当あるようでありませぬ。そのたびごとに私もは個々にその誤解の釈明をしておりますのでありませぬ。

○門司委員 法律の誤解でなくて、手続がそういう変な手続になっているからだと私は思ふ。まず申請をしておいて、要するにこれは指定ですか、指定という言葉を使得うのでございませぬ。だから指定を受けて、たとえ三月の六日に指定を受けたということになる、その指定を受けたというところに基いて議会で再建計画を立てて出す、こういう段階になるのじゃないですか。従って指定を受けた場合には、すでにその内容は、当該市町村と自治庁との間には私は了解がなければならぬと思ふ。今後藤君の答弁ではまた違うものを出しているかも知れないと思ふ。それはそういうことも言えるかも知れない、あるいは全く同じものを出しているとも言えないかも知れない。しかしいずれにしても、段階的に見ればそういうややこしいものがそこにあると私は思ふ。従って今非常にたくさん、問題になっておられます市町村が、これを受けていかか悪いかということについては、私はたくさん問題を持っておりますと思ふ。従って京都の事情は京都の事情であり、長崎は長崎の事情、あるいは兵庫は兵庫の事情があるにいたしましても、自治庁は一応一番最初に自治庁が指定した公共団体と自治庁との間に話し合いをした問題は、この際公表されることの方が、あとこの問題に對する受け入れあるいは申請という時に非常に便宜がよいのか、どうすればいいかということに、自治体は実際は非常に迷っております。従ってそれらの団体に自信と了解を十分得せしめる

には、まず京都はこういうものであつた。これは個々の団体で違ひますから、必ずしも京都のようにはいかぬかと思ひます。しかし最初のモデル・ケースといふべきものは、一応この際自治庁が公表した方が、他の団体が迷わないでいいのではないかと私は考へるのであります。この点について一つお考えがあらうら……

○後藤政府委員 おつしやいますような点と考へまして、再建法に関するいろいろな疑義がありますし、また再建計画自体の疑義もありますので、もう少しこまかいものを作って地方に流して指導したい、かように考へて、現在そういうものを作らうかどうかということをお調査の方に申しておるものであります。もちろん参ります団体については、個々にいろいろ私どもはつきり申し上げております。従つて来られた団体は大体話がわかつたというところで帰つて行かれるのであります。その趣旨をさらに徹底する意味で、何らかもう少しこまかいものを流していきたい、かように考へて、現在検討をさせていただいておる次第であります。

○門司委員 それに関連してもう一つ聞いておきたいと思ひますが、四条との関連性であります。四条は御承知のように再建整備の承認を受けたらそれを住民に公表しなければならぬ、変更した場合も同じだ、こういう規定になっております。しかしそれは地方住民から考へると、この手続は逆であつて、受けようとするときにその内容を公表して住民の意思を聞いてくるというところが、私は民主主義の建前からいって正しいと思ふ。地方が都合のい

いことだけを先に自治庁との間にとりきめてきて、こういうとりきめをしてきたぞと住民が困つたといつても間に合はぬと思ふ。四条はこれを逆にして、必ず住民に知らせるといふ親切さが私は必要だと思ふ。われわれは地方から聞かれますれば、一応そういうことは話をするのであります。法律は、四条は全く逆にでき上つておる。きまつたときに公表すればいいというのだから、あと直しようがない。意見を言う場所がない。従つて民主主義の建前として、今のお話のような親切さがあるならば、第四条を至急修正して、まず申請をする前に公表しなさいといふようなことに直した方がいいと思ふ。思ふのだが、そういう御意思はございませぬか。

○後藤政府委員 公表の事後報告のよくなことなるのであります。これは再建計画の公表は事後報告になるのであります。その団体の実情につきましても、自治法の何条か私は忘れませんが、白書を出すということになっておられますので、そういう団体においては、すでに何回も白書を出して、住民に財政の実情を訴えておるのであります。その上立つて再建の申し出をし、再建計画の議決をして参るのであります。従つてその間において私は公表を問題になります。大体住民が納得したものが出てくる、かように実は考へておるのであります。別に第四条を改めなくても、現在の法規でもって手続ができるのじゃないか、また民主主義のルールに乗つた方法がとれるのじゃないか、私はかように考へておるのであります。

○門司委員 それはとんでもない認識不足である。自治庁のいう経済白書というものは単なる経済白書であつて、計画は何もないのであります。あるいは赤字がどれだけあるとか、あるいは税収入がどれだけあつて、どう使われようかというふうなことは書かれておるかもしれない。しかしそれに対する措置をどうするかということについては、経済白書には載っていない。これは一年二回出せという法律があつたところで、事実上の経済白書を見てもらなさい。どういふものができ上つておるか。出してないところがかなりたくさんあると私は思う。出したところでも、広報が何かで、タプロイットの半分くらいのもので何か絵をかいて、絵で説明した程度のもので私は大体出ておると思う。あなたの方のお考えになつておるような経済白書ではないと私は思う。また同時に、経済白書を見てみたところで、将来の計画というものはそれに何も書いてあるものじゃない。赤字がなんぼあるということばかりわかるかもしれない。繰り越しがどれだけあるかということばかりはわからない。しかしそういうことだけでは将来の住民の負担の増大と行政の切り下げを行おうとするということは、住民に直接関係のある非常に大きな問題であります。従つて自治法にこう書いてあるから、大体やれておるだろうなというところはとんでもない間違ひであつて、それならば何も再建計画として、あとから自治法に基いて出せばいいのであつて、ことさらに四条件など設けなくてもいい。事後承諾で住民に無理に押しつけて、そうして仕事を遂行していかうとするところに、官僚的な

フアツシヨ的な物の考え方があつて、もし自治法の民主主義のルールというものを一応尊重するならば、赤字は一応報告してある。その赤字をどう始末するかということについては、十分住民に聞くことが私は正しいと思う。またそういう手続をとるべきである。議会の中でこれをやるわけにはいかないと思ふ。それはさうらにつけ加えて言うならば、現在この指定を受けようとする市長さんあるいは知事あるいは議会の議員の任期中にこれが遂行されるものではございませぬ。後世の住民にこういふ制度を残すのであります。従つて住民に納得させるということが私は正しい方法だと思ふ。だから今四条件の規定を改正される御意思はなかつたかということはおういふ意味で聞いたのです。もし改正される御意思があるのなら、先ほどのような御親切があるのなら、その通達の中に住民の意思を問うた方がいいということを書かれますか。

○後藤政府委員 住民に直接意見を聞くという方法をとらないで、現在の自治法の建前では、議会が意思決定をするという建前になつておる。議会の活動の一分野として住民の意思を聞くというものはあり得る方法かと思ひますけれども、現在の制度の上ではやはり議会というものを中心に考えておられます。議会に於いて再建計画を進めていくという建前になつておる以上、やはり住民の意思は議会に反映する、かように考えていいのではないかと私は考へておるのであります。従つてきまりましたものを公表する必要はあるかもしませんが、きまらない段階において住民の意思を聞くというものは現在の

の制度の上ではどうかと考へるのであります。

○門司委員 議会制度というもののだけを取り出して考へればさういふことが言えるかも知れませぬ。しかし第四条も全部知らせるとは書いてない。要領という文字を使つて使つたかというところとは私はいろいろ疑義があると思ふ。さうなると議会が責任を持つてやるのですから、何もこれを住民に教える必要は毛頭ないと思ふ。事後承諾を得る必要は毛頭ない。われわれは事後承諾を得るよりも事前承諾を得る方が直接住民に關係のある仕事であるだけに必要だと思ひますが、これはさつきも申し上げておりましたが、単にその年度内における、その責任の範囲内においてこれが完結するものでは決してないのである。ことに行政の切り下げを行われ、税の増徴等が行われる。住民の負担、犠牲においてこれを行おうとする場合に、私はこれは慎重でなければならぬと思ひます。今の質問をされたわけでありませんが、さういふ考え方が自治庁にないとするならば、これはわれわれの方で一応考へなければならぬ。さう簡単にかういふものを押しつけるわけにはいかぬと思ふ。

最後にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、将来への見通しですが、これは大臣に聞かなければ後藤君にはわからぬと思ふが、問題は三十一年度以降に地方の財政計画の中に一体赤字が出ないという自信をお持ちになつておるかどうか。この点をもう一度ここで念を押してはつきり聞いておきたいと思ふのです。

○後藤政府委員 三十一年度以降絶対

に赤字が出ないということは申し上げかねるのであります。一応従来のようなきびしい財政になるかも知れませんが、運営の仕方をまじめにやつていけば、私は三十一年度単年度としては赤字が出ない。三十二年度以降のことは私もどういふふうな世の中が變つていくか見通しがつきませぬので、そのことはちよつと申し上げかねるのであります。一応三十一年度は単年度として赤字が出ないはずだといふふうな言い切れると考へております。

○門司委員 三十一年度に赤字が出ない、さういふ財政計画が一応立てられたいことになると、再建整備を受けて行政の切り下げをした団体との關係はどうなりますか。

○後藤政府委員 三十一年度単年度で赤字が出るか出ないかという問題で、それから過去の赤字をたな上げまして、それを償還していかなければならぬ問題との問題とは違つてくるのであります。過去の赤字をたな上げして参りますれば今度は償還計画が出て参ります。その償還費をどうするかという問題になつて参ります。単年度の収支がとんとんでは間に合はないのであります。黒字を出していかなければならぬ。その黒字を出し得るような程度に財政規模を圧縮するなり歳入の増加をはかる、さういふようになります。従つて再建団体になりますれば、やはりそれだけの準備を三十一年度にしていかなければならぬということになります。収支ととんとんで赤字が出ないということではなく、むしろプラスを相当生み出すような財政構造を作つていく、ということに

しなければなりません。従つて、苦しむことは苦しいと思へます。

○門司委員 議論が妙なことになるのであります。一つは自治体というものの見方で、とまではいなくても大体やつていける、いわゆる現在の行政機構でやつていけるという見通しがつくということになつて参ります。今非常に赤字で毎年困つておられます。地方自治体が、かりに再建整備を受けない団体は、それだけ行政が伸びるわけでありませぬ。むしろ切り詰めても済むわけがあります。さうすると再建整備を受けることのために、従来の行政を切り詰めてもいまいという一応の計画は立つても今までの赤字があるから、これを解消するために行政の切り下げをしなければならぬというのが、大体今の自治庁の考え方だ。しかしその場合に問題が起つてくるのは、自治体相互の間の伸びといますか、発展に相当大きな影響を持つてくる。従つてわれわれから考へれば三十一年度以降において、大体財政上やつていけるといふ見通しがつくならば、この再建整備法が規定しているような行政の切り下げというものを無理にする必要はないじやないか。いわゆる行政の切り下げをやらなければ補助率を増してやらないうちやうな行き方というものは、その点非常に矛盾がありはしないか。自治体というものは伸びておられます。また伸びなければならぬのである。将来の財源確保のためには、どうしても町村が伸びなければ財源確保ができない。いわゆる財源の涵養ということができない。行政が切り下げられればそ

れだけ土地は荒廃するのだから、荒廃したものに對しては將來また非常になくさんの費用をかけなければならぬ。同時にまた將來の自治体の財源となるべきいろいろな施設が行えないということになれば、当面の赤字をたな上げするために、將來経費を非常に増すような危険があるではないか。だからもし三十一年度から赤字が出ない財政が立つならば、行政の切り下げをして行かうような法律自体はやはり改正していくことが必要じゃないかというように考へる。ことに施行令の十七条のごときは変えていっただらうか。補助金をよけいやるというえきで行政の切り下げをさせようという物の考へ方はあまりいい考へ方じゃないと思う。

○後藤政府委員 赤字のあります団体と黒字の団体との間で自治体相互の発展がしばらくは違ふという事は私はやむを得ない状況ではないかと考へております。過去において赤字があるのではありませんから、赤字団体におきましてはやはりある一定期間は財政規模を収縮していくという事はやむを得ないのであります。そういう場合に国の関係します公共事業がある程度行われなければ困るというような問題も、国の立場から考へればあるのであります。そういう国の立場と地方団体の実情とを調和するためにできたのがこの政令の十七条の規定なのであります。従つて国もある程度援助するから国がねらつておるところの事業もある程度やつてもらいたい。そういう意味で二割五分程度を落した場合には補助金をふやして、そうしてやりやすくしてやる、こういう建前でできておるのであります。これは国の建前からする

規定なのであります。従つて地方団体の方でもしもそれを望まないのであればそれ以上の仕事をしてもそれはやむを得ない。その場合には国の補助金はふやさない、こういう建前にできております。主として国の立場からの規定なのであります。

○中井委員 私は税金のことで、二聞きたいと思つてますが、今の問答を承わつておりましたが、ちょっと関連して伺つておりましたが、この再建整備法案が出まして半年ほどたつ。先ほどから伺つておると県で三、市で十二、町村で十二、三出されておるといふが、これはどうなのですか。私は不勉強なのですが、正式にこの再建整備法の適用を受けたという書類を出しておるのである。それともそれは議会の承認を得て初めて正式な申請ということになるのですか。どちらでございませうか。

○後藤政府委員 先ほど申しました数字は申し出をしておる団体で、議会の議決を経て申し出をしておるのであります。これがおかれておるのは私どもの政令がおかれておりましたのが一つあります。それから本年度内からやるか、来年度からやるかという問題があります。本年度内からやります団体だけが意思表示できるわけでありまして、申し出期間は五月三十一日でありますから、来年度からやる団体は、現在再建整備法の内容を検討しながらまだ申し出をいたしておりません。しかし県会、市町村会が今月になりますと順次開かれて参りますので、その際に相当申し出の議決をして、三月中には相当出てくるものと思つております。

○中井委員 そういたしますと、県の

三つ、市の十二、町村の十二、三といふのは決議を経てお出しになつておるといふことになれば、その内容を発表していただくわけにはいかぬのであります。

○後藤政府委員 申し出だけの決議でありまして、再建計画を議決して出しおるのではないのであります。だから今持つてきております案というのは、これは理事者側の試案でありまして、それが通るか通らないかはつきりわかりません。従いまして私どももまだ公表はできない立場に現在おるといふことではあります。

○中井委員 そういたしますと、正式に申し出をして、自治庁はそれではこれで行けということになつて、それをまだ今議会にかけておる、議会にかかつていよいよ実施というのはまだ一件もない、こういうふうにご了解していいのですか。

○後藤政府委員 その通りであります。

○中井委員 すいぶんこの法案は大騒ぎをしてまた天下に大きく響いたのであります。承わるとままだどうも一件もやつておらぬというふうなことであります。この点は実は私も社会党の方でも大いに議論をいたしておるのだが、こういうことは、法案の内容がどうもあまり期待したほどのものでなかつた、従つてアは食いたし命は惜しむというわけで、後藤さんは内容に対する理解が足りないというふうな説明を先ほどからされましたけれども、実際はどうでしょうか。これが出たときは相当みんな喜びまして研究をしたと思つたのですが、それがいまだにこういう

状態であるということ、期限は五月の三

十一日といひましても、政府がお考えになつたようにもつとたくさん——たとえは最初十二の府県は必ず出してくるであろうというふうなことが、いまだに三件という事はどうもよくわからぬ。あなたの言われる通り、もう県会も市町村会も始まつております。始まる前に、自治庁の方に交渉しない限りはやはり計画案は出せないわけであります。その点について、非常にたくさん出るであろうといひますが、具体的にどの程度出る見通しであるか、この間の説明の通りであるか、もう一度聞かしていただきたい。

○後藤政府委員 私どもが聞いておりますのは政令がおくれたためにおくれのたが一つであります。一つは三十二年の中からはやらかどうかという問題で迷つておるようであります。それからもう一つは、理事者側はやりたいという気持ちを相当持つておりますが、議会その間の話がかない、従つてその話になかなか手聞取つておる団体が相当ございませう。また議会側の面子もありませんから、それをうまく運んで行きたい、申し出だけで問題は解決しませんで、再建計画の議会の承認も必要でありましようから、従つてその時期を考へておるのだというふうな答弁をされる向きが相当ございませう。それから別に今まで議会を開いてやらないで、通常の市町村会、府県会でもつてこの間の申し出の話し合いをしていくというふうな団体もありますので、三月の終りまでには私は相当出て参るだらうと考へております。しかしこれからは先ほど申し上げて参りますが、それは三十一年度からやるといふ計画のものが大部分であります。三十一年度の分は

もうあまり出てこないのではないかと考へております。どのくらいあるかということであります。これは府県のそれぞれの理事者側に向つて話を聞きますと、府県は受けるべきものが十七、八あると考へております。そのうちで十二、三くらいは出てくるだらうということをお前からは繰り返しておりますが、大体そのくらいは出てきそうに私どもは考へております。市は、とり方の問題がありますが、私は百から百五十くらいではないかと思つた。これは、人によつては二百出てくるというのもございませうが、百から百五十くらいの数ではないか、かように考へております。町村は非常にわからないのであります。地方課長あたり最近参りました話を聞いて参りますと、大体二百前後じゃないか、少い人は百五十から二百の間、こういうことを言つておりますが、大体その辺の見当と考へております。やりたいという希望の団体が必ずしもそのまま再建法に乗つておらず、自主再建ができる団体ももちろんありますので、そういう団体は自主再建の方向に法令で持つていくということも考へられます。大体私どもの見通しは前とあまり変わつておりませぬ。

○中井委員 それと関連しまして、先ほど三十一年度単年度において大体赤字がなくなるといふふうな考へ方を表明されましたが、これは非常に重要なお見通しであると思つておりますが、私どもは考へておりますが、しかし政府がかりに三十一年度単年度において赤字を出さないといつたことに考へておる。また一方において、今年

は自己再建もだいふふえたということ

になりまして、三十一年度は相当不交付団体がふえてくるのじゃないか、その不交付団体が一体どのくらいふえるお見通しであるかお聞かせいだきたいと思ひます。

○後藤政府委員 不交付団体は、私は府県の方はむしろ減つて参ると思ひます。府県は東京と大阪くらいになつて、神奈川が不交付団体でなくなるのじゃないかと思ひます。市町村の方は、合併関係がありまして、必ずしも数ではいかんのであります。従つて、市町村の方も私はそう動きがないのじゃないか、超過額の問題と関連があるのではありませんが、超過額は相当多い団体が不交付団体になつておられますので、従つてそう大した変化はないのじゃないかと私は現在のところ考へておられます。

○中井委員 税制度でもって自然増収を見て、総額において五百億ばかり三十年度の予算よりふえておられますが、それでもって不交付団体がふえないというのには私はずっとわからないのだが……。

○後藤政府委員 これは基準財政需要額との関係があります。今年の通りにやるか基準財政需要額を上げていくかという問題がありまして、上げていきますとその関係で、多少税の増収額があります。基盤財政需要額が上つて参りますから、やはり不交付団体にはならないということになると思ひておられます。

○中井委員 どうもこの点は私わかりません。現実非常に大きく税収入がふえるということになって、不交付団体がふえなければならぬと思ひますが、あなた方がお出しになつた地方財

政計画で、不交付、交付の区別がついておられますね、あの区別は一体どうしたつたのですか。

○後藤政府委員 二十九年年度の決算を基礎にいたしましてとりました数字を基礎にして一定の率を出しまして、その率で分けておられます。

○中井委員 そうしますと、現実にあつてみるとまた大きい変更があり得るわけですね。こういう表は一応の分け方にすぎない、こういうわけですか。

○後藤政府委員 多少は団体によつて違つて参ります。

○中井委員 この点はまたあとで私どもの方も研究してお尋ねしますが、奥野さんに一、二伺ひたいのだが、第一は都市計画税の問題です。これは課税をしようとしまいと市町村の勝手であるというふうな形でありまして、大臣の説明によると、三十一年度は三十三億九千九百万円というふうになつておられますが、この数字を出されました基礎は、どういふふうにお出しになつたか伺ひたい。

○奥野政府委員 都市計画施行区域内にありまして土地家屋の評価額を推計いたしまして、そのうちの半分くらいの団体は、都市計画税を起すのではなからうかというふうなところから、この収入額を推定いたしておられます。

○中井委員 そうするとことしは五〇%ですか。明年はどうなんですか。

○奥野政府委員 両方とも半数の部分について推定いたしておるわけでありまして。ただ初年度でありまして、徴収率が若干低い。翌年度へずれていく部分がある。平年度になると、前年度からずれてきた部分も入ってくる。こう

いふふうな関係で数字の移動があるだけでございます。

○中井委員 そこで今その都市計画を施行している区域が、全国で一体どれくらいあるか、それを御調査になつておると思ひますが、あるいは資料にあつておると思ひますが、これを承つておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 都市計画施行区域は、旧市は全部やっております。新市の中でまだやっていないところが若干ございます。町村だけありますと、合併後の関係があつたりいたしますので、いつ現在の町村によるかということと違つて参りますが、数百だつたように思ひます。調べて見つかつ次第お答えいたします。

○中井委員 次に、この間もわれわれ参考人呼びまして、事業税の課税の問題について、私鉄関係の陳情を聞いたわけでありまして、外形標準は困るから所得課税ですか、そういうふうにしてもらいたいというふうなことでありましたが、そのことについて今自治庁はどういふふうにお考えおられますか、簡単に伺つておきたい。

○奥野政府委員 事業税の性格から考へますと、所得課税よりも、むしろ収入金額等を課税標準とした方がよろしいんじゃないかというふうにお思ひしております。しかし全体的に切りかえることについては、非常に問題があるものであつて、もし切りかえても、その事業に特別な悪影響を与えないものであるならば切りかえたい。従つて逆に現在外形課税を行なつておるものにつきましては、これは存続をしていきたいというふうな考え方を持っております。

○中井委員 大臣の説明を聞いておられますと、私鉄関係は、今御答弁のように、一方大臣の説明の終りの方にいえますと、外航船舶の関係会社につきましては、去年でありましたか、課税標準を所得に改めた。それを、今の所得税の課税と多少違うので、さらにまた軽減をすることですが、どうも同じような交通運輸関係でこの変更をする理由は、私どもは理解に苦しむわけなんです。政府はどういふ考え方でこの外航船舶の方だけを——大体ことしはとも自己財源を確保するという美名のもとに、とにかく新しい税制なんかを作つて、そうして増収になつていくわけでありまして、その中でこれだけ特にとりまして減免の方に向つたのか、どうも私にはよくわかりません。その辺のところをお話願ひたい。

○奥野政府委員 外航船舶の事業税の課税標準を所得に改めたのは、昭和二十九年でございます。実は外形課税制度をとりましたのは、大体において料金統制の行われていた部分について行なつていきました。料金統制の行われていた部分でありますと、料金を含める場合に事業税相当分を算入していかなければならぬが、外形課税を取ることによつてそれが可能じゃないか。しかも、大体においてその料金が守られていくような企業について續けていきたい。こういう考え方があつたわけでありまして、海運事業につきましては、外形課税を始めます前後に、その統制がはずされてしまつたわけでありまして、従つて、なおそれを續けていくことについては多少問題があつたわけでありまして、二十九年にかなり思ひ

切つた地方税制の改正をする機会に、料金統制のほつされたものは所得課税に移してしまふというやり方をいたしたのであります。従いまして、外形課税をやつておつたときから問題があつたわけでありまして、御承知のように、海運事業は非常に赤字を出しておられて、減価償却自体を十分やらない。そういったと、その減価償却を損金経理にしないものを二十年以後の所得計算の場合にどう扱つていくか、それをせつかく法人税の計算の例によつて税務計算を簡素にしておきながら、そこに大きな食い違ひをしておきながら、それが若干問題でございます。それと同時に、海運事業につきましては、固定資産税の問題あるいは利子補給の問題につきましても、国際競争という問題を頭に置いて、相当な援助を国がして行つておられます。それをいまだ減価償却額を損金として落していかないものを、すぐに落させないで、あとあとでも引つぱつていくという行き方は、少しその辺の政策に矛盾するのじゃないか。そういうふうなところから総合的に考へまして、現在提案しておりますような、法人税の例にそっくり乗つていくような計算の仕方をしていこうということにいたしたわけでございます。

○中井委員 これで一体幾らぐらい減取になるのですか。

○奥野政府委員 海運全体はまだ赤字を出してありますし、減価償却も、今までの部分をしないでそのままにしているものから、三十一年度では、現行法ですらも収入はなつてこないだらうと思ひます。将来にわた

